

議案第2号

教育長専決規程の一部を改正する訓令について

教育長専決規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成25年10月23日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

教 育 庁

教育長専決規程の一部を改正する訓令

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア（ア）中「、課長、所長及び班長」を「、課長及び所長」に、同号ア（イ）中「班長」を「副参事」に、同号ア（ウ）中「、副校長、教頭及び事務長（沖縄県教育庁の班長相当以上に限る。）」を「及び事務長（沖縄県教育庁の課長に相当する職に限る。）」に改め、同条に次の5号を加える。

- (9) 表彰に関する事。
- (10) 行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）すること。
- (11) 指定管理候補者の選定に関する事。
- (12) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。
- (13) 教育委員会の指令、達等を発すること。

附 則

この訓令は、平成25年 月 日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

教育長専決規程の一部を改正する訓令について

2 改正の経緯及び必要性

現在、中央教育審議会において教育再生実行会議の提言を踏まえ、地方教育行政のあり方等について審議を進めているところである。

その中でも地方教育行政の権限と責任の不明確さが問題視されていることから、沖縄県教育委員会の権限について現在の教育庁の業務執行状況や、他県の状況等を踏まえ明確化する必要がある。

また、教育委員会会議で審議する事項を基本計画、方針等の重要な大綱的事項に精選することで会議の活性化を図る必要がある。

そのため、同規程の一部を改正する。

3 改正案の概要

- (1) 職員の任免に関する権限の範囲を課長職相当以上とすることについて定める。
(第2条第1号)
- (2) 表彰に関することについて定める。(同条第9号)
- (3) 行事を主催し、後援及び共催等を行うことについて定める。(同条第10号)
- (4) 指定管理候補者の選定について定める。(同条第11号)
- (5) 県立学校の教科書採択に関することについて定める。(同条第12号)
- (6) 教育委員会の指令、達等を発することについて定める。(同条第13号)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び第26条第2項

5 関係各課との調整状況

教育庁関係各課と調整済

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

○教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に専決させる事項を定めるものとする。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項以外の人事に関すること。</p> <p>ア 次の(ア)から(エ)までに掲げる職の職員の任免</p> <p>(ア) 沖縄県教育庁の教育管理統括監、<u>教育指導統括監、課長及び所長並びびにこれらの職に相当する職</u></p> <p>(イ) 学校以外の教育機関の長、<u>教職研修総括、学校支援総括及び副参事</u></p> <p>(ウ) 県立学校の校長及び<u>事務長</u>（沖縄県教育庁の課長相当以上に限る。）</p> <p>(エ) 市町村立学校の校長</p> <p>イ 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関並びに県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の懲戒</p> <p>(2) 教育委員会の訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）並びに告示の制定及び改廃（特に重要な告示の制定及び改廃を除く。）を行うこと。</p> <p>(3) 教育職員免許状に関すること。</p> <p>(4) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。</p> <p>(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。</p> <p>(6) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。</p> <p>(7) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。</p> <p>(8) 請願又は陳情に関すること。</p> <p>(9) 表彰に関すること。</p> <p>(10) <u>行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）</u> すること。</p> <p>(11) <u>指定管理候補者の選定に関すること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に専決させる事項を定めるものとする。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項以外の人事に関すること。</p> <p>ア 次の(ア)から(エ)までに掲げる職の職員の任免</p> <p>(ア) 沖縄県教育庁の教育管理統括監、<u>教育指導統括監、課長、所長及び班長並びにこれらの職に相当する職</u></p> <p>(イ) 学校以外の教育機関の長、<u>教職研修総括、学校支援総括及び班長</u></p> <p>(ウ) 県立学校の校長、<u>副校長、教頭及び事務長</u>（沖縄県教育庁の班長相当以上に限る。）</p> <p>(エ) 市町村立学校の校長</p> <p>イ 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関並びに県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の懲戒</p> <p>(2) 教育委員会の訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）並びに告示の制定及び改廃（特に重要な告示の制定及び改廃を除く。）を行うこと。</p> <p>(3) 教育職員免許状に関すること。</p> <p>(4) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。</p> <p>(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。</p> <p>(6) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。</p> <p>(7) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。</p> <p>(8) 請願又は陳情に関すること。</p>

<p>(12) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。</p> <p>(13) 教育委員会の指令、達等を発すること。</p> <p>(重要又は異例事項の付議)</p> <p>第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず、その専決事項に関し、重要又は異例と認められる場合は、これを教育委員会に付議しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成25年 月 日から施行する。</p>	<p>(重要又は異例事項の付議)</p> <p>第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず、その専決事項に関し、重要又は異例と認められる場合は、これを教育委員会に付議しなければならない。</p>
--	--